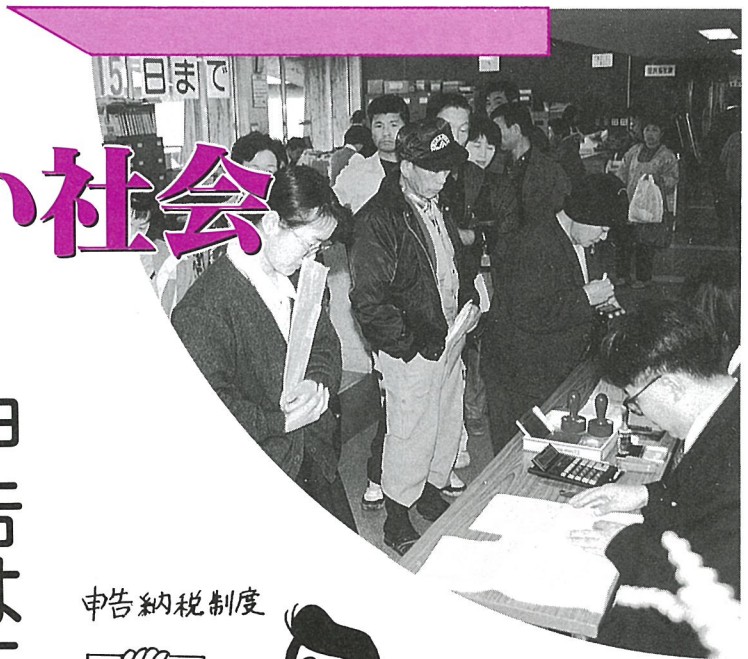


3月15日まで

税で明るい社会



申告は正しく お早めに

国や県・町がいろいろな公共サービスを行うための経費は、皆さんの税金で賄われています。この税金の基礎となる申告の時期を迎えました。申告は早めに済ませましょう。

申告納税制度



▲期限間近になりますと大変混みあいます。

所得税・町県民税の申告は3月15日まで

2月16日から受付スタート

今年も申告の時期が近づいてきましたが、準備はお済みでしょうか。

この申告は平成7年中の所得を申告するものです。お手元に申告書が届きましたら、収入の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください。

なお、この申告が平成7年分の所得税、平成8年度の町県民税、国民健康保険税の課税基礎となり、各種証明書の発行や国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付に必要かつ大切な資料ともなります。

町では、2月16日から3月15日まで、次のとおり税の申告相談を行います。

- 日時・会場**
- 2月16日(金)～28日(水) 役場税務課
 - 2月29日(木)～3月15日(金) 役場第1・2会議室
- いずれも午前9時～午後4時
(土・日曜日は除く。)

持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
- お勤めの方は源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書
- 生命保険料及び個人年金支払証明書
- 損害保険料支払証明書
- 小規模企業共済掛金支払証明書
- 障害者手帳
- 国民健康保険証
- 印かん
- その他申告に必要なもの

◎ 申告期限間際になりますと大変混雑しますので、申告書は早めに提出しましょう。

今回の申告から

ご注意を!

人的控除額や税率の適用区分、白色申告の専従者控除額などが引き上げられています。間違えないようご注意ください。(金額は1月広報をご覧ください。)

税務署の出張相談

- 譲渡・所得税
2月28日(水)・3月1日(金)
- 所得・消費税
3月7日(木)・8日(金)
いずれも午前9時30分～午後4時 役場第1・2会議室

税理士による 無料相談

3月4日(月)
午前9時30分～午後3時30分
役場第1・2会議室

? 税金クイズ

必要な帳簿に記載し、その帳簿に基づいて、正確に所得や税額の申告をする制度を何というでしょうか?

- ① 桃色申告制度
- ② 青色申告制度